

特定非営利活動法人ゆうあいセンター
虐待防止のための指針

第一条 基本的な考え方

特定非営利活動法人ゆうあいセンターでは、障害者虐待防止法に則り、障害者虐待は犯罪であるという認識のもと、一切の虐待を禁止し、障害者の尊厳の保持、人格の尊重、権利擁護が達成されるよう、虐待防止の対策及び発生時の対応の実効性を高めるため、この指針を定めます。

第二条 虐待の定義

- ① 身体的虐待 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待 利用者に猥褻な行為をすること又は利用者に猥褻な行為をさせること。
- ③ 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。
- ④ ネグレクト（放棄・放置） 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

第三条 虐待防止委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図るため、虐待防止委員会を設置します。

- ① 委員長は統括施設長とする。
- ② 委員は施設長、サービス管理責任者、副施設長、主任の中から委員長が指名する。
- ③ 委員会は年二回以上開催し、議事録を整備する。
- ④ 委員会は職員の採用時及び年一回以上の研修を実施する。
- ⑤ 委員会は指針を整備し、定期的に見直す。
- ⑥ 委員会はマニュアルを整備し、定期的に見直す。
- ⑦ 委員会は虐待防止に係る掲示物を、事業所内の良く見えるところに掲示する。

第四条 虐待発生時の基本方針

- ① 職員は虐待の早期発見に努める。
- ② 虐待が発生した場合は利用者の安心、安全の確保を最優先する。
- ③ 虐待が発生した場合は隠そうとせず、速やかに市町村に通報する。

- ④ 利用者や家族等に誠意をもって謝罪し、説明する。
- ⑤ 加害者が職員の場合は、役職、立場の如何を問わず、厳正に対処する。

第五条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は事業所内に掲示します。また、ホームページに掲載し、公表することとします。

第六条 その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

法人または事業所内の研修のほか、外部機関が実施する虐待防止に関する研修に積極的に参加し、常に研鑽に努めます。

(附則)

この指針は、令和5年1月1日より施行する。